

## 奈良県認知症介護指導者養成事業による認知症介護指導者養成研修の募集要領

### (目的)

第1 この要領に基づく研修は、社会福祉法人仁至会 認知症介護研究・研修大府センター（以下「大府センター」という。）を実施主体として行う。奈良県（以下、「県」という。）は認知症介護指導者養成事業において、認知症介護指導者（以下「指導者」という。）となることを希望する者を募集し、公平かつ公正・的確に対象者の決定を行った上で、センターへ推薦および申し込みを行うものとする。

### (募集定員)

第2 募集定員は、5名とする。

### (応募要件)

第3 本事業による認知症介護指導者養成研修（以下「指導者研修」という。）受講希望者は、大府センターが実施する指導者研修の研修対象者の要件及び次に定める要件を満たす者とする。

- (1) 指導者研修を修了した翌年度から5箇年度以上、奈良県認知症介護実践者研修等の講師として活動する者。
- (2) 応募者は、所属する法人・事業所の長・管理者から、指導者研修の対象者要件を満たし、且つ、指導者研修を修了した翌年度から5箇年度以上、奈良県認知症介護実践者研修等の講師として活動する者として推薦を受けた者。ただし、現に所属する法人・事業所がない者についてはこの限りではない。

### (推薦者の協力)

第4 応募者を推薦する法人・事業所の長・管理者は、応募者の円滑な研修の受講及びその後の指導者としての活動に協力すること。

### (提出書類)

第5 応募者は、別添様式1及び別添様式2並びに大府センターが実施する指導者研修の申し込みに必要な書類を揃え、奈良県地域包括支援課あてに提出する。なお、指定地域密着型サービス事業所又は地域密着型介護予防サービス事業所に従事している者については、市町村担当課へ提出すること。

### (審査)

第6 第1の目的を達成するため、県は応募者について、別に定める「奈良県認知症介護指導者養成事業による認知症介護指導者養成研修の応募者審査要領」により、審査のうえ認知症介護指導者養成研修受講者として推薦する。なお、最終的な受講決定は、大府センターが行う。

### (費用負担)

第7 指導者研修の受講に必要な経費のうち、次の(1)、(2)の経費については、県が負担し、(3)、(4)の経費については、受講者の負担とする。ただし、修了証書の交付を受けることができなかった場合にあっては、(1)～(4)の全ての経費について原則として受講者の負担とする。

- (1) 大府センターが実施する指導者研修受講料
- (2) 指導者研修を受講するための大府センターへの往復の交通費（前期研修及び後期研修）及び宿泊費（但し、県の旅費規程により算出した額とする。また交通費は公共交通機関を利用し、宿泊費は大府センター宿泊施設を利用するものとして算出する。）
- (3) 教材費、災害傷害保険料
- (4) その他の経費

（活動の休止）

第8 本事業により養成された指導者が、5箇年度を経過することなく講師としての活動を継続することが困難となった場合には、別添様式3により地域包括支援課に届け出るものとする。

（秘密の保持）

第9 応募者及び推薦者は、本事業に関与することで知り得た個人情報や職務上の秘密を他人に漏らしてはならない。また、指導者研修修了後、指導者の活動を通じて知り得た個人情報や職務上の秘密についても同様とし、指導者の活動を辞めた後も秘密保持の義務を負うものである。

（庶務）

第10 本事業による指導者研修受講希望者の募集及び受講推薦者の決定等に係る庶務は、地域包括支援課において行う。

## 附 則

この要領は、平成29年5月26日から施行する。

この要領は、平成30年5月23日から施行する。

この要領は、令和元年5月7日から施行する。

この要領は、令和2年5月27日から施行する。

この要領は、令和3年6月11日から施行する。

この要領は、令和4年4月28日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年3月6日から施行する。